

第9期廿日市市介護保険事業計画 第1号被保険者介護保険料（案）

<参考>介護保険の財源構成について

保険料 50%

公費 50%

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠で公費負担の充当を行っており、この部分が公費（国・県・市町村）となる。

国庫負担金【調整交付金】 5%

・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

第1号保険料【65歳以上】 23%

・第1号・第2号保険料の割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに、人口で按分

国庫負担金 20%

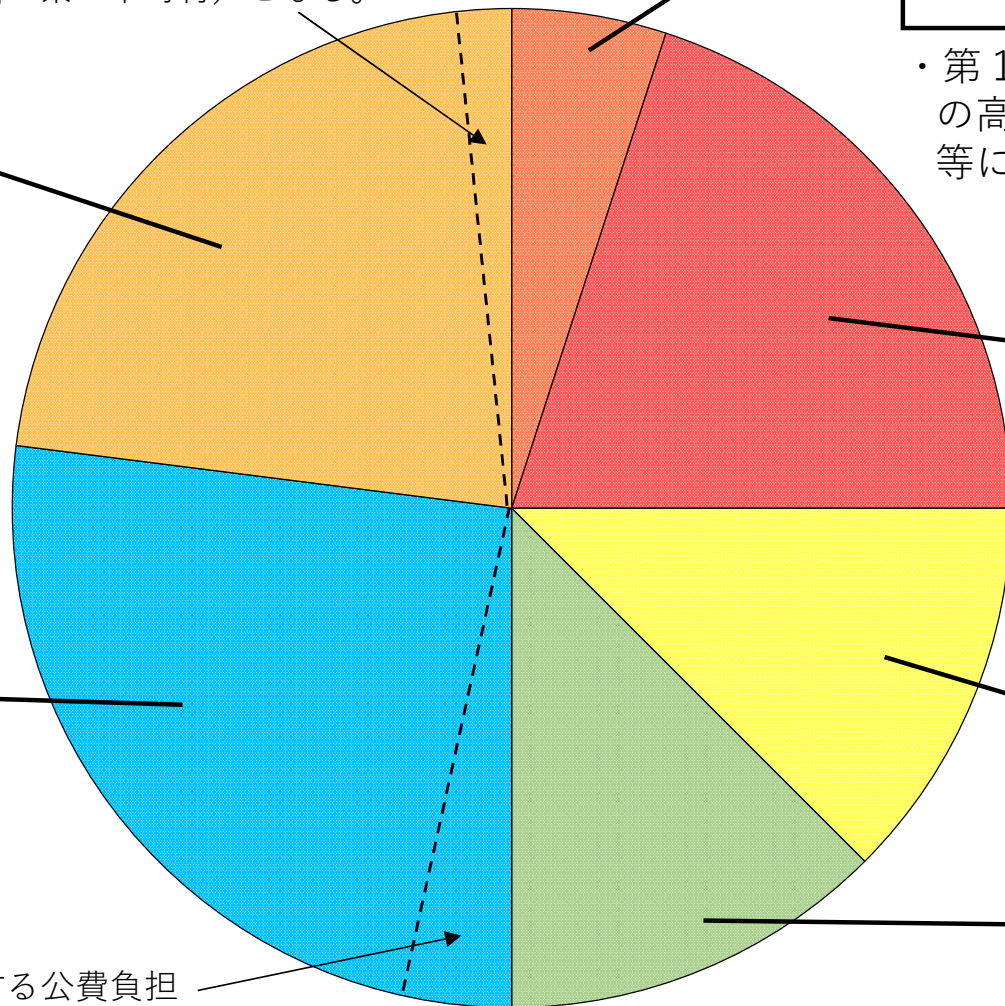
・施設給付費の負担割合
国庫負担金（定率分）15%
都道府県負担金17.5%

第2号保険料【40～64歳】 27%

都道府県負担金 12.5%

市町村負担金 12.5%

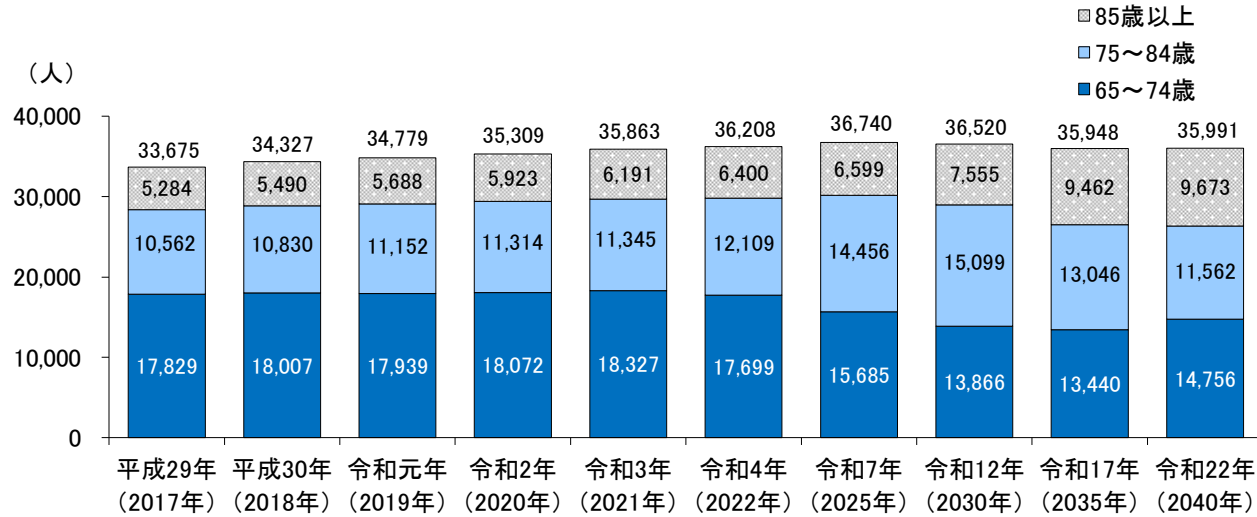
協会けんぽ、国保に対する公費負担



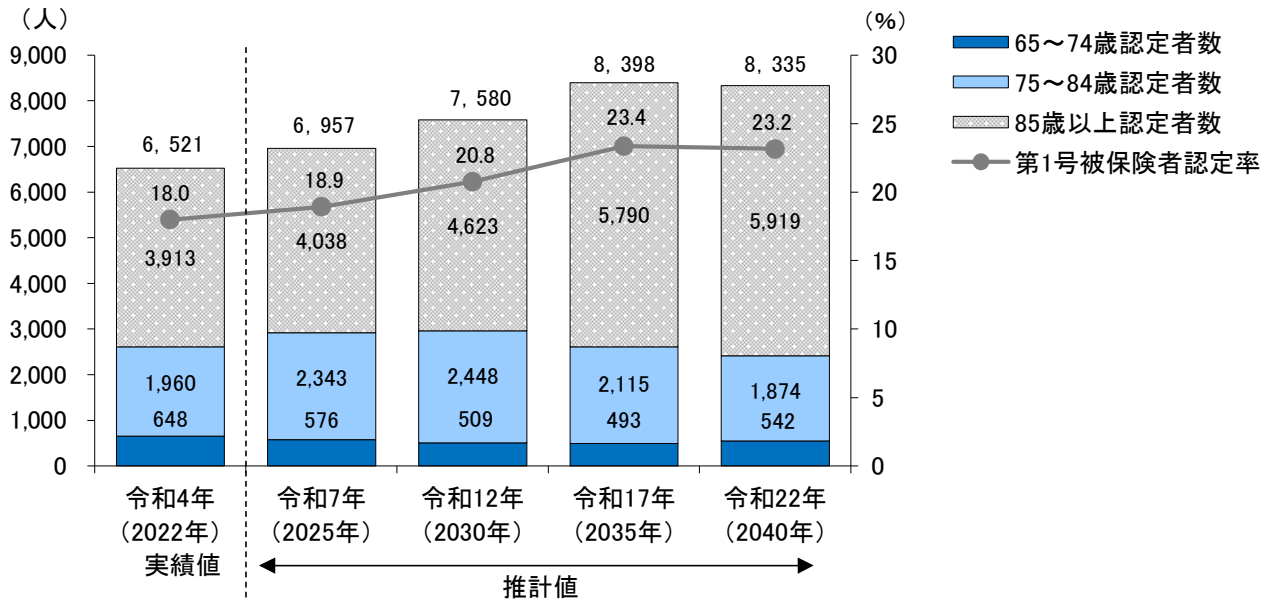
- ・地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）については、国庫負担金（調整交付金）5%、国庫負担金（定率分）20%、都道府県負担金12.5%、市町村負担金12.5%、第2号保険料27%、第1号保険料23%。
- ・地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）については、国庫負担金（定率分）38.5%、都道府県負担金19.25%、市町村負担金19.25%、第1号保険料23%。

第65歳以上人口、要介護認定者数の推移・推計

年齢区分別65歳以上人口の推移・推計（廿日市市）



年齢区分別の認定者数（第1号被保険者）の推計（廿日市市）



第8期までの介護保険料の推移

年度	事業運営 期間	保険料の割合		第1号保険料（月額）		
		第1号	第2号	全国	広島県	廿日市市
H12～H14	第1期	17%	33%	2,911円	3,040円	2,890円
H15～H17	第2期	18%	32%	3,293円	3,570円	3,281円
H18～H20	第3期	19%	31%	4,090円	4,444円	4,170円
H21～H23	第4期	20%	30%	4,160円	4,460円	4,170円
H24～H26	第5期	21%	29%	4,972円	5,411円	4,710円
H27～H29	第6期	22%	28%	5,514円	5,796円	5,033円
H30～R2	第7期	23%	27%	5,869円	5,961円	5,498円
R3～R5	第8期	23%	27%	6,014円	5,985円	5,498円

【予定】 第1号被保険者負担割合（%）	R6～R8	R12	R17	R22
	23.00%	24.00%	25.00%	26.00%

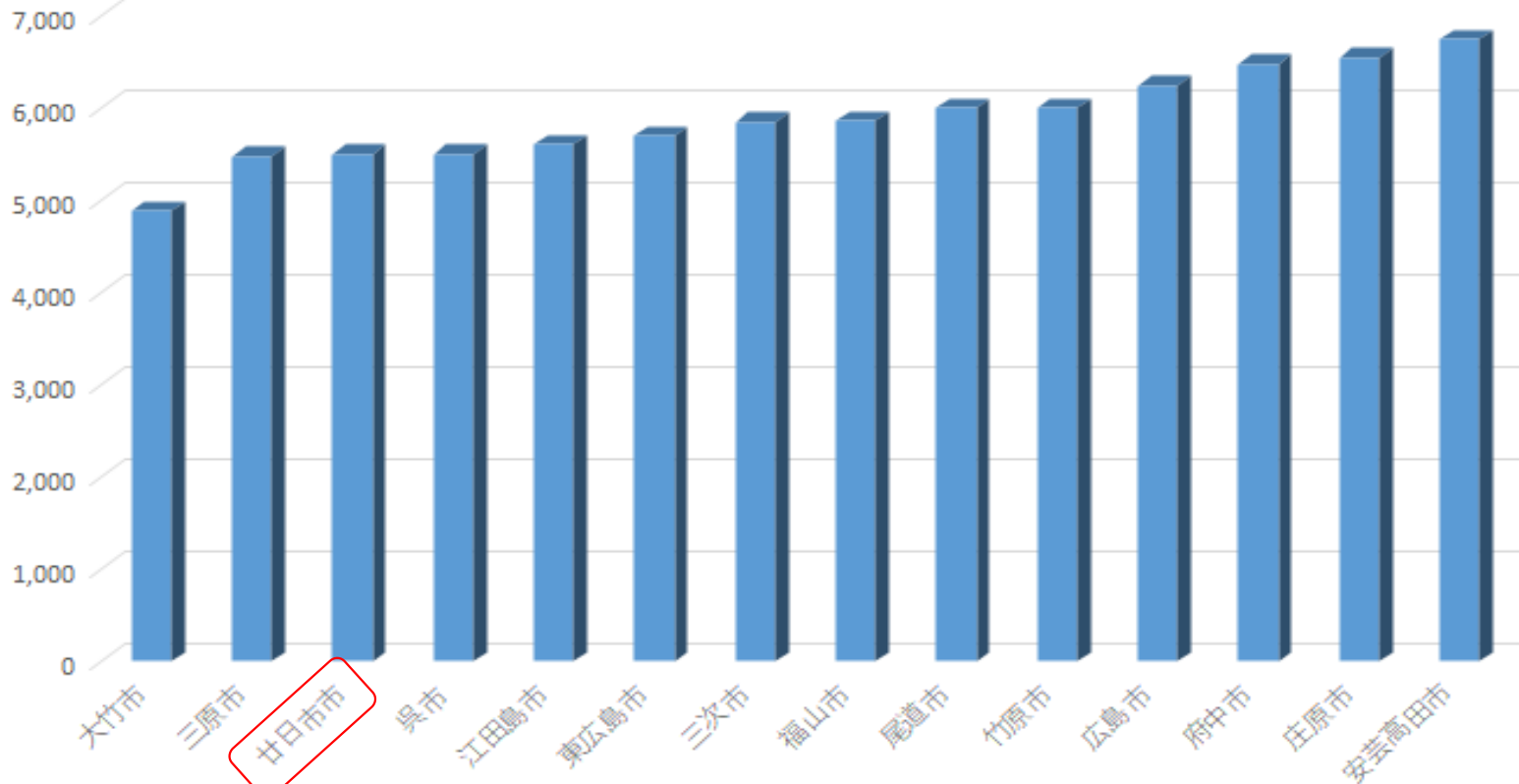
廿日市の介護給付費等の実績

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保険給付費	8,154,160,021	8,273,409,236	8,440,678,917	8,729,160,882	9,040,006,060	9,376,537,982	9,485,462,502
介護サービス等諸費	7,354,158,011	7,572,922,020	7,685,831,685	7,934,797,525	8,185,910,414	8,548,480,256	8,707,290,491
介護予防サービス等諸費	403,488,296	308,890,035	346,296,527	362,765,220	386,970,868	412,493,749	418,015,837
高額介護サービス等費	143,389,750	143,241,017	153,417,883	167,905,702	187,592,933	190,330,354	180,868,217
高額医療合算介護サービス等費	15,223,684	15,604,996	17,055,032	20,975,143	24,871,722	23,251,632	22,608,646
特定入所者介護サービス等費	230,880,630	225,878,718	230,907,990	234,744,711	246,430,098	193,167,312	147,588,898
審査支払手数料	7,019,650	6,872,450	7,169,800	7,972,581	8,230,025	8,814,679	9,090,413
市町村特別給付費	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業	380,310,203	579,284,474	573,766,777	576,108,844	580,239,937	440,960,359	459,195,617
介護予防・生活支援サービス事業費	189,661,200	388,785,505	344,560,342	347,163,086	339,756,812	353,959,400	364,003,864
一般介護予防事業費	41,785,899	45,353,519	44,680,872	41,431,829	36,768,749	35,347,425	35,683,330
包括的支援事業・任意事業	148,863,104	145,145,450	184,525,563	187,513,929	203,714,376	51,653,534	59,508,423
合計	8,534,470,224	8,852,693,710	9,014,445,694	9,305,269,726	9,620,245,997	9,817,498,341	9,944,658,119

県内の介護保険料（月額）

介護保険料基準額（月額）



市名	介護保険料基準額（月額）
大竹市	4,885
三原市	5,480
甘日市市	5,498
呉市	5,500
江田島市	5,600
東広島市	5,700
三次市	5,849
福山市	5,867
尾道市	5,998
竹原市	6,000
広島市	6,250
府中市	6,482
庄原市	6,551
安芸高田市	6,750

全国平均は月額6,014円

～インターネット情報から引用～

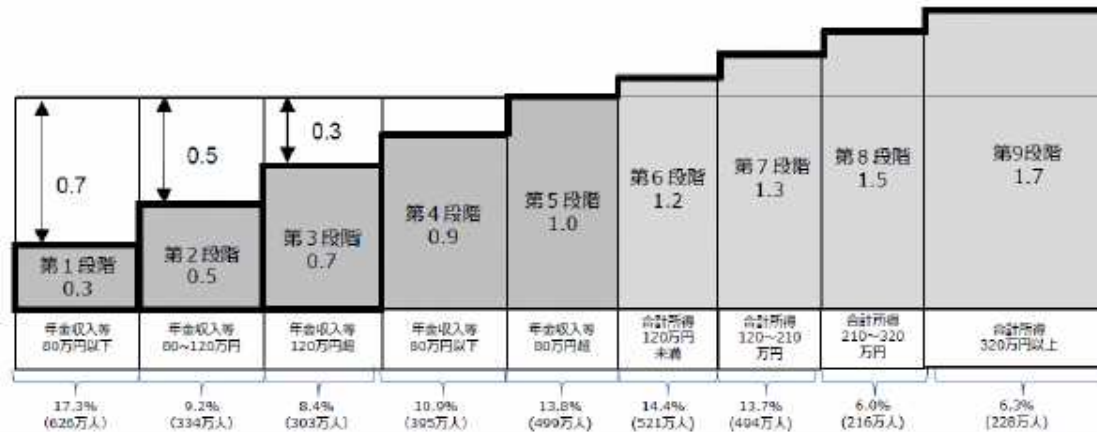
令和5年度介護保険担当課長等会議資料(R5・7・31)

介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

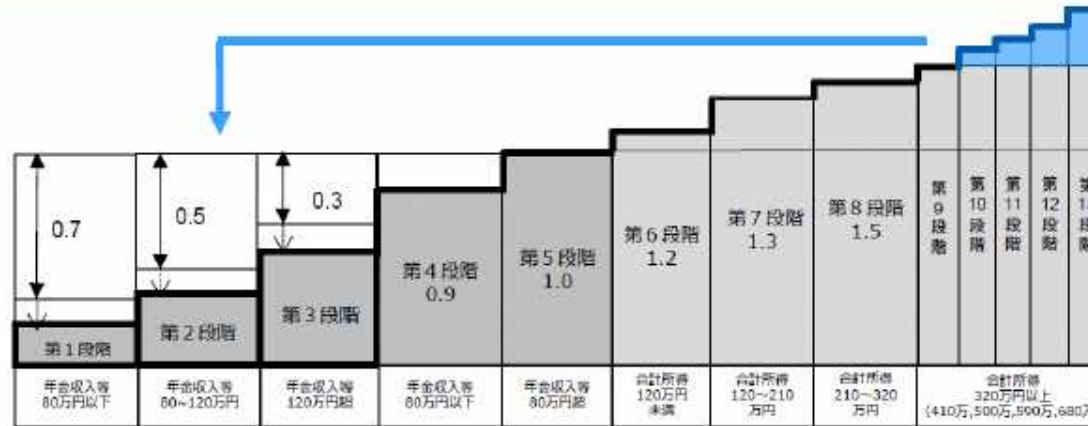
参考資料9

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

<現行制度>



<見直し例>



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

部会がB案を推奨

第8期内の他市町の状況

市町名		廿日市市			広島市			東広島市			大竹市			福山市		
保険料段階	市民税課税状況	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護 老齢福祉年金	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	19,794	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	22,500	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	20,520	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	17,586	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	21,100
		世帯全員が 市民税非課税	0.3	19,794	世帯全員が 市民税非課税	0.3	22,500	世帯全員が 市民税非課税			0.3			17,586		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.42	27,711	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	37,500	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	34,200	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	29,310	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	35,200
第3段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	46,186	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	52,500	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	47,880	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	41,034	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	49,300
第4段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.9	59,382	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.85	63,750	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.85	58,140	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.86	50,999	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.83	58,400
第5段階	本人が市民税 課税 の誰かが市民 税課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	65,980	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	75,000	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	68,400	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	58,620	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	70,400
第6段階		合計所得金額が 125万円未満	1.2	79,176	合計所得金額が 125万円未満	1.1	82,500	合計所得金額が 120万円未満の人	1.2	82,080	合計所得金額が 125万円未満の人	1.2	70,344	合計所得金額が 120万円未満の人	1.12	78,800
第7段階		合計所得金額が 125万円以上200万円未満	1.3	85,774	合計所得金額が 125万円以上200万円未満	1.25	93,750	合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.3	88,920	合計所得金額が 125万円以上190万円未満	1.3	76,206	合計所得金額が 120万円以上200万円未満	1.25	88,000
第8段階		合計所得金額が 200万円以上300万円未満	1.5	98,970	合計所得金額が 200万円以上300万円未満	1.5	112,500	合計所得金額が 210万円以上310万円未満	1.5	102,600	合計所得金額が 190万円以上290万円未満	1.5	87,930	合計所得金額が 200万円以上300万円未満	1.5	105,600
第9段階		合計所得金額が 300万円以上400万円未満	1.65	108,867	合計所得金額が 300万円以上400万円未満	1.7	127,500	合計所得金額が 320万円以上420万円未満	1.7	116,280	合計所得金額が 290万円以上400万円未満	1.6	93,792	合計所得金額が 300万円以上400万円未満	1.65	116,200
第10段階		合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.75	115,465	合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.85	138,750	合計所得金額が 420万円以上620万円未満	1.8	123,120	合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.75	102,585	合計所得金額が 400万円以上500万円未満	1.8	126,700
第11段階		合計所得金額が 600万円以上800万円未満	1.85	122,063	合計所得金額が 600万円以上800万円未満	2.05	153,750	合計所得金額が 620万円以上	1.9	129,960	合計所得金額が 600万円以上	1.85	108,447	合計所得金額が 500万円以上600万円未満	1.95	137,300
第12段階		合計所得金額が 800万円以上	2	131,960	合計所得金額が 800万円以上1,000万円未 満	2.25	168,750							合計所得金額が 600万円以上	2.1	147,800
第13段階					合計所得金額が 1,000万円以上	2.45	183,750									

第8期内の他市町の状況

市町名		呉市			尾道市			三次市			三原市			府中市		
保険料段階	市民税課税状況	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)	対象となる人	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護 老齢福祉年金	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.24	15,840	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	21,500	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	21,056	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	19,728	生活保護受給者、 老齢福祉年金	0.3	23,300
		世帯全員が 市民税非課税			世帯全員が 市民税非課税			世帯全員が 市民税非課税			世帯全員が 市民税非課税					
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.42	27,720	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.43	30,900	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	35,094	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	32,880	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超120万円以下	0.5	38,900
第3段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.65	42,900	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.71	51,000	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	49,131	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	46,032	課税年金収入額 + 合計所得金額 120万円超	0.7	54,500
第4段階		本人が市民税 非課税で世帯	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.75	49,500	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.91	65,400	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.9	63,169	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.84	55,238	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下	0.83
第5段階	の誰かが市民 税課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円超	1	66,000	世帯内に市民税課税者がい る人のうち、 第4段階以外の人	1	71,900	世帯内に市民税課税者がい る人のうち、 第4段階以外の人	1	70,188	世帯内に市民税課税者がい る人のうち、 第4段階以外の人	1	65,780	世帯内に市民税課税者がい る人のうち、 第4段階以外の人	1	77,800
第6段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が 125万円未満の人	1.1	72,600	合計所得金額が 120万円未満の人	1.18	84,900	合計所得金額が 120万円未満の人	1.2	84,225	合計所得金額が 120万円未満の人	1.2	78,912	合計所得金額が 120万円未満の人	1.12	87,100
第7段階		合計所得金額が 125万円以上200万円未満	1.25	82,500	合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.31	94,300	合計所得金額が 120万円以上200万円未満	1.3	91,244	合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.3	85,488	合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.25	97,300
第8段階		合計所得金額が 200万円以上300万円未満	1.5	99,000	合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.55	111,600	合計所得金額が 200万円以上290万円未満	1.5	105,282	合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.5	98,640	合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.5	116,700
第9段階		合計所得金額が 300万円以上400万円未満	1.6	105,600	合計所得金額が 320万円以上400万円未満	1.63	117,300	合計所得金額が 290万円以上400万円未満	1.7	119,319	合計所得金額が 320万円以上400万円未満	1.7	111,792	合計所得金額が 320万円以上400万円未満	1.65	128,400
第10段階		合計所得金額が 400万円以上500万円未満	1.7	112,200	合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.86	133,900	合計所得金額が 400万円以上500万円未満	1.8	126,338	合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.85	121,656	合計所得金額が 400万円以上600万円未満	1.85	143,900
第11段階		合計所得金額が 500万円以上600万円未満	1.85	122,100	合計所得金額が 600万円以上	2.1	151,100	合計所得金額が 500万円以上600万円未満	1.9	133,357	合計所得金額が 600万円以上	2	131,520	合計所得金額が 600万円以上	2	155,600
第12段階		合計所得金額が 600万円以上700万円未満	2	132,000				合計所得金額が 600万円以上	2	140,376						
第13段階	合計所得金額が 700万円以上	2.15	141,900													

第9期廿日市市介護保険料の見直し（案）10月5日時点

第9期内の第1号被保険者にかかる介護保険料の所得区分及び割合については第8期据え置きで検討する。
また、保険料基準額については、低所得者の保険料等の負担を考慮し、第8期の基準額 + 3%以内となるよう検討する。

現状（第8期）

		廿日市市（第8期） 基準所得金額(円)	基準額に 対する割合	本市基準	
				年額(円)	月額(円)
第1段階	非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金 非課税・80万以下	0.3※	19,794	1,650
第2段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超120万円以下	0.42※	27,711	2,309
第3段階		課税年金収入額 + 合計所得金額120万円超	0.7※	46,186	3,849
第4段階	世帯本人非課税	課税年金収入額 + 合計所得金額80万円以下	0.90	59,382	4,949
第5段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超	1.00	65,980	5,498
第6段階	本人課税	世帯課税・125万未満	1.20	79,176	6,598
第7段階		合計所得125～200万未満	1.30	85,774	7,148
第8段階		合計所得200～300万未満	1.50	98,970	8,248
第9段階		合計所得300～400万未満	1.65	108,867	9,072
第10段階		合計所得400～600万未満	1.75	115,465	9,622
第11段階		合計所得600～800万未満	1.85	122,063	10,172
第12段階		合計所得800万以上	2.00	131,960	10,997



第9期廿日市市介護保険所得段階区分と割合（案）

		廿日市市（第8期） 基準所得金額(円)	基準額に 対する割合	本市基準	
				年額(円)	月額(円)
第1段階	非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金 非課税・80万以下	0.3※	19,794	1,650
第2段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超120万円以下	0.42※	27,711	2,309
第3段階		課税年金収入額 + 合計所得金額120万円超	0.7※	46,186	3,849
第4段階	世帯本人非課税	課税年金収入額 + 合計所得金額80万円以下	0.90	59,382	4,949
第5段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超	1.00	65,980	5,498
第6段階	本人課税	世帯課税・125万未満	1.20	79,176	6,598
第7段階		合計所得125～200万未満	1.30	85,774	7,148
第8段階		合計所得200～300万未満	1.50	98,970	8,248
第9段階		合計所得300～400万未満	1.65	108,867	9,072
第10段階		合計所得400～600万未満	1.75	115,465	9,622
第11段階		合計所得600～800万未満	1.85	122,063	10,172
第12段階		合計所得800万～1,000万未満	2.00	131,960	10,997
第13段階		合計所得1,000万以上	2.20	145,156	12,096

※ 低所得者保険料軽減後の割合

※ 低所得者保険料軽減後の割合

介護保険料基準額の推移

第1号被保険者の介護保険料（第5段階（基準）の月額）

第8期計画策定時の介護保険料推計

区分（年度）	第1号被保険者 負担割合（見込み）	保険料（基準月額）
第8期	23%	5,498円
第9期	23%	6,400円程度

この度の案

保険料（基準月額）
5,498円
5,498円



令和12年度	24%	6,900円程度
--------	-----	----------



令和17年度	25%	7,500円程度
--------	-----	----------

保険料基準額の据え置き分は
介護給付費準備基金取崩を予定

将来推計については、サービスの種類や介護報酬が現行のまま継続するものと仮定して推計しています。